

令和7年度 大田区立教育センター教育相談員（心理乙・産育休代替）募集案内
（7月1日採用・公募）

1 応募受付期間

令和7年5月9日（金） ～ 令和7年5月23日（金）17時【必着】

2 採用予定人数及び職務内容

採用予定人数	職務内容
若干名	（1）幼児、児童及び生徒の知能、学業、進路、適性、性格、行動、身体及び精神に関わる相談並びに心身に障害のある幼児、児童及び生徒の就学及び転学に関わる相談、支援 （2）つばさ教室に通室する児童及び生徒に対する心理面及び学習面での支援並びにつばさ教室教育相談員（教職）に対する指導方法等に関する心理の専門家の立場からの助言、支援 （3）教育相談員等の共通職務 ① 他の教育相談機関や青少年に係る相談並びに支援をする官公庁その他の団体との連絡及び相談 ② 相談に係る情報並びに大田区立学校及び学校教育に資するための資料の収集・整理 ③ 教職員の研修 ④ 上記に掲げる事項の処理に必要な事務 ⑤ その他大田区立教育センター所長が特に必要と認める業務

3 勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職となります。
任用期間	産育休代替 令和7年7月1日から令和8年3月31日まで 公募によらない再度の任用は行いません。次の年度に当職の採用が行われる場合であって、採用を希望する場合は、再度、公募選考に申し込む必要があります。
勤務時間等	1日7時間45分・週4日（週31時間） 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には超過勤務もあります。
勤務場所、勤務パターン等	① 教育センター教育相談室 教育相談（池上一丁目32番8号） 平日 8時30分から17時15分（休憩時間60分） 平日 11時15分から20時00分（休憩時間60分）

	(月3回程度) 土日 9時00分から17時45分(休憩時間60分) (月2回程度) ②教育センター教育相談室 就学相談(池上一丁目32番8号) 平日 8時30分から17時15分(休憩時間60分) 土 8時30分から17時15分(休憩時間60分) (月1~2回程度) ③つばさ教室 平日 8時30分から17時15分(休憩時間60分) ※各つばさ教室の住所 池上教室 池上三丁目27番6号 蒲田教室 西六郷一丁目4番2号 志茂田小学校1階 羽田教室 羽田四丁目11番1号 羽田保育園2階 大森教室 大森北四丁目6番7号 大森北四丁目複合施設3階 ・①~③の勤務場所を指定して申し込むことはできません。 ・各敷地内は禁煙です。 ・所定労働時間を超える労働の有無は有りです。
休日	週休日 毎4週間につき12日 (原則、土曜日・日曜日に加えて月曜日から金曜日までの間で固定された曜日が週休日となります。※月に1・2回程度土日勤務あり) 上記の週休日に加え、以下が休日となります。 ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ② 年末年始の休日(12月29日から1月3日までの間。ただし①を除く。) ③ 国の行事が行われる日で規則で定める日
休暇	年次有給休暇や夏季休暇、慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。 ※各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年規則第41号)及び職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年規則第38号)によります。
報酬額	月額 252,288円 ※報酬額は本年度実績
諸手当(相当額)	期末手当、勤勉手当、通勤手当相当額、超過勤務手当相当額
社会保険	東京都職員共済組合(短期給付(健康保険))、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
公務災害	区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服 務	地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができます。

注) 特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に 変更が生じる可能性があることにご留意ください。

4 受験資格等

(1) 受験資格

心理学、教育学等の職務遂行に必要な専門知識及び経験を有する者

- (2) 選考を受ける者が選考前及び選考中に地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）で選考を受けることができないとされる者に該当する場合は選考対象者としてすることができず、選考後に選考を受けることができないとされる者に該当することとなった場合は任用することができません。

【参考】 地方公務員法第 16 条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

※ 日本国籍を有しない方も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第 2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

5 選考方法等

(1) 一次選考（書類選考）

採用選考申込書と作文により総合評価し、二次選考（面接）対象者を決定します。

＜評価の視点＞

採点要素	主な着眼点
問題意識	職務に当たる視点で状況認識ができているか。 専門職としての問題意識に幅広さや深さが感じられるか。 問題に取り組む意欲があるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。 論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。 作文の表現力が豊かか。

(2) 二次選考（面接選考）

一次選考合格者に対して、1 人 20 分程度の面接を行います。

＜評価の視点＞

採点要素	主な着眼点
知識・技能	職務上必要な専門知識及び技能を有しているか。 担当する業務に関して必要な経験と相談技法を有しているか。
積極性	意欲を持って、担当する業務に当たることができるか。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。
対人関係能力	受容的に相手の話を聞き、相手に安心感を与えることができるか。 教職員、教育相談員、他の行政機関の職員と連携して業務を遂行できるか。

(3) 選考日程（予定）

5月29日(木)頃	一次選考結果通知の発送 ※可否にかかわらず文書でお知らせします。
6月6日(金)～ 8日(日)頃	二次選考（面接） ※実施日時、会場等については、一次選考合格者に一次選考の結果とともにお知らせいたします。
6月9日(月)頃	二次選考結果通知の発送 ※可否にかかわらず文書でお知らせします。

6 申込み方法

採用選考申込書と作文を各1部、申込先に郵送または持参により提出してください。

(1) 採用選考申込書（別紙様式）

(2) 作文（別紙様式）800～1,000字程度・手書き可

【課題】

「コミュニケーションがうまくとれない子どもや、学校に行かない・行けない子どもが増加しています。成長期の子どもに大きな負担がかかり、教育や支援の在り方も変わりつつある難しい時代です。

この状況を踏まえ、あなたが相談、支援をどのように進めようと考えているかを述べてください。」

(3) 申込期限 令和7年5月23日（金）17時【必着】

申 込 先	〒146-0082 大田区池上一丁目32番8号（池上会館4階） 大田区立教育センター 採用担当 吉川、西山 電話：5748-0801 FAX：5748-1390
-------	--

7 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

8 その他

- (1) 合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- (2) 採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間（採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。